

2025 年 6 月 9 日

各 位

会社名 名港海運株式会社
代表者 代表取締役社長 社長執行役員 高橋 広
(コード番号 9357 名証メイン)
問合せ先 常務執行役員 三谷 正芳
(TEL 052-661-8135)

従業員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社の主要子会社の従業員を対象とした従業員向け株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、下記の内容は、今後の検討により変更する場合がございます。

記

1. 本制度導入の目的

当社および当社の主要子会社の従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、中期経営計画「MX2029」の実現に向け、従業員の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせ、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入いたします。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付する従業員向けインセンティブ・プランです。

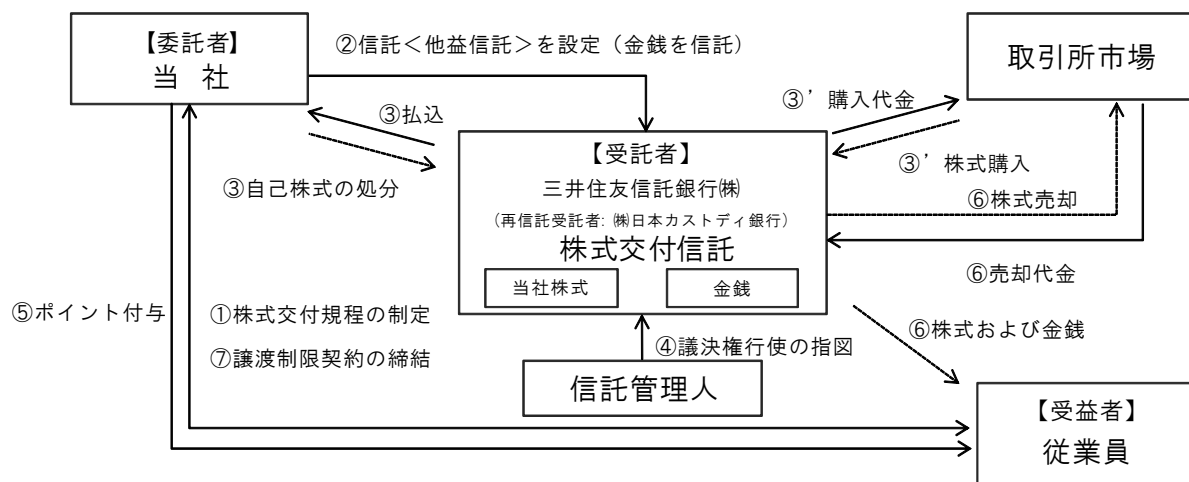
本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

交付される当社株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより、退職までの譲渡制限を付すものといたします。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができ、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

なお、本制度の詳細については当社の取締役会の決議をもって定め、決議があり次第、改めてお知らせいたします。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は当社および当社の主要子会社の従業員を対象とする株式交付規程を制定します。
 - ② 当社は従業員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
 - ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
 - ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します。
 - ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は従業員に対しポイントを付与していきます。
 - ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした従業員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
 - ⑦ 当社株式の交付に先立ち、当該株式について、当社と当該従業員との間で、交付日から当社を退職する日までの期間を譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。当社は、当該従業員の退職時に、かかる譲渡制限を解除いたします（譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償取得いたします。）。
- なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

3. 本信託について

(1) 名称	従業員向け株式交付信託（RS 信託）
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社および当社役員から独立した第三者を選定する予定
(6) 議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	未定
(9) 信託の期間	未定
(10) 信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以上